P_{23} ＝ 0.01064

P_{24}　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01072

イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01608

ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.02680

P_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01082

イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.01623

P_{26} ＝ 0.012

P_{27} ＝ 0.000

P_{28} ＝ 0.0339

P_{29} ＝ 0.0000

P_{30} ＝ 0.00000

$P_{令元}$ ＝ 0.02533

$P_{令2}$ ＝ 0.00000

$P_{令3}$ ＝ 0.00000

$P_{令4}$ ＝ 0.01070

Q_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

R_{17} ＝ 0.022

R_{18} ＝ 0.021

R_{19} ＝ 0.021

R_{20} ＝ 0.02107

R_{21} ＝ 0.02239

R_{22} ＝ 0.02242

S_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含

P_{23} ＝ 0.01064

P_{24}　ア　新潟県に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01072

イ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.01608

ウ　徳島県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.02680

P_{25}　ア　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち A に係るもの　0.011

イ　宮城県に対して総務大臣が通知した額のうち B に係るもの　0.016

P_{26} ＝ 0.012

P_{27} ＝ 0.000

P_{28} ＝ 0.0339

P_{29} ＝ 0.0000

P_{30} ＝ 0.00000

$P_{令元}$ ＝ 0.02533

$P_{令2}$ ＝ 0.00000

$P_{令3}$ ＝ 0.00000

$P_{令4}$ ＝ 0.01070

Q_n　石綿対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

R_{17} ＝ 0.022

R_{18} ＝ 0.021

R_{19} ＝ 0.021

R_{20} ＝ 0.02112

R_{21} ＝ 0.02241

R_{22} ＝ 0.02245

S_n　公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一般）事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含